

財務省告示第二百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年四月二十日に発行した割引短期国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年五月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第三百九十

二 発行の根拠 九回）
国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第

価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法 各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

入札発行 各申込みのうち応募価格の高い

ものである。その応募額を順次割り

当てる。

十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金					七 払 込 金 額					六 発 行 額											
		行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	価 格 競	払 込 金 額	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	価 格 競	行 入 札 発 競	争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加
平成十八年四月二十日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円		円	一 兆 二 千 八 百 十 八 億 三 千 九 百 二 十 五			億 五 千 万 円	額	一 兆 二 千 八 百 六 十 二			額	億 五 千 万 円	額	一 兆 二 千 八 百 六 十 二			込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還金額	償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	
平成十八年四月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十九年四月二十日	十五銭六厘につき九十九円六				十五銭六厘につき九十九円六	額面金額百円につき九十九円六	額面金額百円につき九十九円六	額面金額百円につき九十九円六